

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較	参考-36

2 民間給与関係

	令和6年職種別民間給与実態調査の概要	参考-37
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-38
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-39
第16表	企業規模別、職種別給与額等	参考-40
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-46
第18表	民間における初任給の改定状況	参考-54
第19表	民間における家族手当の支給状況	参考-55
第20表	民間における通勤手当の支給状況	参考-56
第21表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-56
第22表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-57
第23表	主な都道府県の賃金指数	参考-58

3 生計費関係

	令和6年4月の標準生計費算定方法	参考-59
第24表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-59

4 労働経済関係

第25表	労働経済指標	参考-60
------	--------	-------

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用人員等								
	令和6年4月(A)			令和5年4月(B)			増減(A)-(B)		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	9,392	40.8	18.5	9,487	40.9	18.6	△95	△0.1	△0.1
公安職給料表	13,127	39.3	17.8	13,219	39.0	17.6	△92	0.3	0.2
教育職給料表(一)	9,247	41.6	18.8	9,371	41.8	19.1	△124	△0.2	△0.3
教育職給料表(二)	22,380	38.9	16.1	22,187	38.9	16.2	193	0.0	△0.1
教育職給料表(三)	31	50.5	26.6	44	49.4	25.4	△13	1.1	1.2
研究職給料表	450	43.6	20.3	455	43.4	20.2	△5	0.2	0.1
医療職給料表(一)	54	51.6	26.6	50	51.1	26.2	4	0.5	0.4
医療職給料表(二)	298	42.2	18.2	317	41.8	18.0	△19	0.4	0.2
医療職給料表(三)	423	41.2	17.3	426	41.3	17.6	△3	△0.1	△0.3
福祉職給料表	115	40.6	18.6	118	41.1	18.9	△3	△0.5	△0.3
指定職給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
特定任期付職員給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
第二号任期付研究員給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
全給料表	55,520	39.8	17.5	55,677	39.9	17.5	△157	△0.1	0.0

- (注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表を、第二号任期付研究員給料表とは、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう(以下第6表まで同じ(第4表を除く。))。
- 2 再任用職員等は含まれていない(以下第11表まで及び第13表について同じ。)
- 3 △印は、減少を示す。
- 4 「x」は、人員が1人の場合である。
- 5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第11表までについて同じ。)
- 備考 上記の給料表のほかに、第一号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう。)があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
	大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	79.7	7.8	4.8	15.4	0.0	64.4	35.6
公安職給料表	60.1	0.3	5.0	34.9	0.0	89.0	11.0
教育職給料表(一)	95.4	12.3	3.0	1.5	—	57.0	43.0
教育職給料表(二)	97.7	5.9	2.3	0.0	—	48.4	51.6
教育職給料表(三)	9.7	—	80.6	9.7	—	6.5	93.5
研究職給料表	98.0	43.1	0.4	1.6	—	74.4	25.6
医療職給料表(一)	100.0	11.1	—	—	—	66.7	33.3
医療職給料表(二)	87.2	2.7	12.8	—	—	40.3	59.7
医療職給料表(三)	36.2	—	52.7	11.1	—	13.0	87.0
福祉職給料表	60.0	5.2	36.5	3.5	—	46.1	53.9
指定職給料表	100.0	—	—	—	—	100.0	—
特定任期付職員給料表	100.0	—	—	—	—	100.0	—
第二号任期付研究員給料表	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—
全給料表	84.8	6.2	4.0	11.2	0.0	62.0	38.0
昨年の状況	84.3	6.2	4.2	11.6	0.0	62.3	37.7

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給料表	区分	給与種目				平均給与月額 計
		給料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		327,230	7,518	29,427	17,127	381,302
公安職給料表		347,369	13,686	30,837	7,349	399,241
教育職給料表(一)		382,993	8,259	33,631	17,316	442,199
教育職給料表(二)		361,665	7,423	31,897	17,813	418,798
教育職給料表(三)		416,503	12,081	36,969	10,735	476,288
研究職給料表		365,596	9,432	33,109	24,294	432,431
医療職給料表(一)		560,496	8,648	99,886	207,607	876,637
医療職給料表(二)		343,961	6,086	30,612	23,783	404,442
医療職給料表(三)		340,939	4,025	29,628	11,176	385,768
福祉職給料表		349,766	8,457	30,625	9,622	398,470
指定職給料表		x	x	x	x	x
特定任期付職員給料表		x	x	x	x	x
第二号任期付研究員給料表		x	x	x	x	x
全給料表	令和6年4月(A)	356,006	9,048	31,572	15,338	411,964
	令和5年4月(B)	351,807	9,014	31,209	15,255	407,285
	(A)／(B)×100	101.2%	100.4%	101.2%	100.5%	101.1%

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。
 4 「x」は、人員が1人の場合である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給 料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	7	54.4	552,257	6,429	59,329	147,871	765,886
9級	27	58.1	513,733	5,370	58,075	135,278	712,456
8級	134	57.2	472,995	8,224	50,973	115,872	648,064
7級	285	56.1	447,175	12,305	46,540	90,643	596,663
6級	804	55.3	419,359	11,858	41,370	57,033	529,620
5級	1,705	52.0	400,541	13,532	35,509	6,897	456,479
4級	1,729	44.3	361,371	10,686	31,821	6,183	410,061
3級	1,784	37.6	300,445	6,430	26,180	8,860	341,915
2級	1,686	30.2	249,018	1,856	21,494	12,837	285,205
1級	1,231	24.3	214,502	102	18,304	7,355	240,263
全級	9,392	40.8	327,230	7,518	29,427	17,127	381,302

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当、へき地手当等である。

第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										1
3										2
4										
5		1								1
6										1
7								1		
8			7							
9	10		6							
10			4							
11			1							
12			11							
13	10	159	5							
14		63	1	1					7	
15	2	42	3	2					7	
16		25	12	5					7	
17	22	112	13	11					2	
18	1	79	3	10					2	
19	2	60	1	8						2
20	1	30	1	13					2	
21	24	110	67	14						
22	10	75	75	21						
23	2	48	63	12						
24	3	33	49	23				3		
25	33	105	69	22	1			1		
26	5	59	68	17				2		
27	4	56	73	25				4		
28	2	48	48	28				1		
29	216	91	77	35				10		
30	9	65	54	34				28		
31	3	51	56	28			2	18		
32	9	52	63	22			9	21		
33	222	78	75	32			36	13		
34	22	80	48	22			22	9		
35	19	52	49	32			12	2		
36	8	46	55	34	2		19	12		
37	205	21	41	30			19	1		
38	44	7	35	32			11	2		
39	18	4	38	30		1	7	1		
40	16	3	34	30			4	3		
41	183		33	20			10	1		
42	63	3	29	29	1		10			
43	38	5	27	46	2		6			
44	16		29	24			10			
45	4	2	24	34	2		5			
46	2		25	22	4		6			
47	2	1	21	14	4		7			
48			30	38	5		9			
49		3	23	18	1		7			
50		1	24	20	6		5			
51			17	29	10		5			
52			15	22	6		8			
53		1	24	35	7	2	4			
54			18	19	6	8	5			
55		1	15	25	5	12	6			
56	1		12	19	8	11	3			
57		2	14	23	6	16	3			
58		1	11	29	8	16	4			
59		1	8	28	4	18	6			
60			6	22	8	2	3			
61		1	3	26	9	5	3			
62			10	20	7	8				
63		1	6	23	8	5				
64			4	16	9	5				
65			5	23	8	4	19			
66		2	2	10	12	1				
67		1	2	20	10	8				
68			3	17	14	11				
69			5	20	10	8				
70			2	21	26	9				
71		1	5	16	15	8				
72				15	13	12				
73			1	15	29	12				
74				16	46	24				
75			2	10	48	16				
76				13	41	18				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77			6	14	49	23				
78			3	11	51	27				
79			4	11	60	36				
80			3	13	58	40				
81			1	16	55	40				
82			1	17	64	35				
83			1	16	77	30				
84				16	57	26				
85			3	22	55	307				
86		1	1	11	59					
87			2	18	58					
88			2	13	48					
89			1	13	53					
90			2	16	36					
91			1	13	45					
92			2	11	45					
93			2	13	434					
94			1	13						
95			2	12						
96			4	12						
97			2	78						
98		1								
99			1							
100			3							
101			3							
102			1							
103		1	2							
104		1	4							
105			3							
106			6							
107			5							
108			1							
109			6							
110			3							
111			4							
112			6							
113			32							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	1,231	1,686	1,784	1,729	1,705	804	285	134	27	7

適用職員数	9,392 人
-------	---------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0は空欄とした。以下第5表の各表について同じ。指定職給料表、特定任期付職員給料表及び第二号任期付研究員給料表は人員が1人であるため、掲載していない。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									1
6									
7	68								1
8									
9	11								2
10	2								
11	69		3						
12	2		1						
13	35			1					
14	3								
15	2	169							
16	4	2	4						
17	86	10	3						
18	11	6	1	1					
19	13	181		1					
20	13	14	4		1	1			
21	103	70	1	2					
22	3	25	1						
23	34	42	4	2					
24	4	170	8		1				
25	83	61	7		3				
26	8	23	4	4	1				
27	45	66	15	3	1			1	
28	13	171	9	2					
29		81	7	3	1	1			
30		39	6	4	1				
31	1	31	22	3					
32		146	16	2		1			2
33		63	6	4					5
34		38	8	7	2			1	8
35		48	52	25	2	1			5
36		114	74	28	1				3
37		65	60	31	1	2			7
38		48	48	30	2				6
39		52	55	34	2	1			3
40		114	85	37	2	1			8
41		69	56	30	1	2			1
42		51	47	37	7				1
43		39	66	47	5	3			4
44		92	68	44	7				1
45		59	61	62	3	1		2	5
46		30	61	54	4	1		3	1
47		34	76	51	8	1	2	6	
48		15	76	51	11	1		8	
49		3	67	53	6	1	3	11	1
50		4	49	53	11	2	1	6	1
51		3	40	59	19	4	3	6	
52		5	53	59	15	3	2	4	
53		2	30	67	23	3	4	10	3
54		4	49	59	23	1	2	3	
55		3	37	52	19	5	10	20	
56		1	46	59	19	5	15	6	
57		1	33	60	18	5	15		1
58		2	31	59	20	5	14	5	
59			38	63	31	6	32	4	
60		2	42	54	27	5	11	3	
61		1	34	54	30	4	16	7	
62			44	74	29	7	10	2	
63		1	34	74	32	5	16	4	
64			26	54	30	5	11		
65		1	30	61	38	6	7	5	
66			26	72	34	8	8	2	
67			35	69	46	8	15	5	
68			29	74	27	3	6	1	
69		2	31	77	31	3	8	3	
70			23	60	37	10	11	3	
71			20	77	37	6	9		
72			25	86	34	8	8		
73			24	85	43	11	8	14	
74			23	54	36	7	11		
75			22	85	34	5	2		
76			17	63	40	1	9		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			20	80	45	1	4		
78			18	73	37	7	12		
79			23	85	32	3	9		
80			16	71	32	10	6		
81		1	25	64	39	5	9		
82			24	70	29	1	4		
83			20	77	25	6	3		
84			20	58	43	12	7		
85			15	62	42	6	63		
86			21	72	36	7			
87			17	62	25	1			
88			22	64	40	2			
89			13	61	30	6			
90			11	52	27	8			
91		1	15	45	27	6			
92			21	54	29	5			
93			17	58	35	80			
94			11	49	39				
95			12	41	36				
96			18	43	19				
97			16	46	31				
98			7	39	22				
99			11	39	27				
100			10	31	32				
101			10	37	27				
102			10	26	34				
103			9	35	26				
104			6	35	32				
105			6	37	25				
106			8	18	20				
107			5	27	20				
108	1		10	25	21				
109			6	24	188				
110			4	15					
111			5	18					
112			5	30					
113			6	16					
114			7	24					
115			3	18					
116			1	21					
117			5	12					
118			5	14					
119			3	16					
120			7	14					
121			4	17					
122			3	18					
123			1	10					
124			6	14					
125			4	14					
126			1	17					
127			4	21					
128			2	11					
129			2	12					
130			2	19					
131			4	26					
132			5	23					
133			3	231					
134			1						
135			2						
136									
137			2						
138			4						
139			4						
140			1						
141			25						
142									
143									
144									
145									
計	614	2,275	2,577	4,707	2,028	325	386	145	70

適用職員数	13,127 人
-------	----------

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5		98		
6		3		
7		6		
8		14		
9	1	115		
10		2		
11		12		
12		16		
13	1	90		
14		5		
15	2	23		
16		18		
17	1	42		
18		71		
19	3	28		
20		23		
21		61		
22	2	96		
23		28		
24	1	35		
25	1	64		2
26	1	39		4
27	1	86		3
28	4	45		10
29		52		6
30	1	50		10
31		87		11
32	2	50		8
33	4	45		13
34	3	56		17
35	2	62		15
36	1	63		15
37	5	79		12
38		44		8
39	1	48		3
40	2	72		11
41	5	69	1	5
42	3	44	1	4
43	3	49		2
44	1	59		4
45	2	57	5	2
46	1	78	1	
47	3	45	2	2
48	5	64	1	2
49	1	84		2
50	1	93	4	1
51	1	63	1	
52	1	66	1	3
53	3	73	5	1
54	3	66	6	1
55	2	83	5	2
56	3	62	5	
57	3	61	6	1
58	6	77	4	1
59	1	95	10	
60	2	59	5	1
61	1	57	9	
62	2	67	21	
63	3	73	15	
64	3	77	15	
65	3	57	29	
66	3	59	20	
67	5	68	16	
68	4	57	16	
69	6	62	13	
70	2	80	17	
71	3	67	16	
72	4	50	12	
73	5	56	8	
74	5	63	3	
75	2	51	17	
76	3	56	10	

号給	職務の級	1	2	3	4
77		4	56	5	
78		6	51	5	
79		3	69	7	
80		1	70	6	
81		5	59	3	
82		2	73	1	
83		2	71	5	
84		3	56	3	
85		2	59	4	
86		2	64		
87		1	71	1	
88		1	45	1	
89		5	60	1	
90		3	50		
91		1	62	2	
92		1	61	2	
93		1	54	3	
94		3	78		
95		2	53		
96		2	73		
97		2	56		
98		2	59		
99			49		
100		2	67		
101		2	47		
102		2	65		
103		2	69		
104		2	56		
105			62		
106		2	54		
107		2	65		
108		2	50		
109			63		
110		2	58		
111		1	47		
112		1	45		
113		2	42		
114		1	62		
115		4	43		
116		1	45		
117		2	36		
118			45		
119		3	36		
120		3	46		
121		3	31		
122		1	35		
123			45		
124		1	48		
125		1	49		
126			43		
127			34		
128			42		
129		1	32		
130			38		
131			27		
132			36		
133		1	20		
134			22		
135			35		
136			36		
137		1	44		
138			42		
139			40		
140			36		
141			51		
142		1	40		
143			56		
144			31		
145			47		
146			77		
147			63		
148		2	61		
149		1	42		
150			39		
151			41		
152			73		

職務の級 号給	1	2	3	4
153	1	510		
154				
155	2			
156	2			
157	2			
158	1			
159				
160	1			
161	18			
計	273	8,443	349	182

適用職員数	9,247 人
-------	---------

教育職給料表(二) (中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					1
15		2			
16					
17		531			
18		21			1
19		10			
20		30			2
21		665			42
22		22			80
23		25			103
24		48			74
25		630			43
26		27			44
27		59			60
28		69			53
29		189			54
30		438			34
31		50			33
32		49			42
33		217			27
34		436			29
35		91			32
36		62			39
37		200			24
38		129			25
39		332			13
40		135			15
41		139			15
42		144			11
43		315			13
44		153			18
45		124			12
46		144			5
47		130			10
48		261			10
49		200			5
50		122			4
51		130		2	4
52		240			4
53		199		1	5
54		115		2	1
55		119		2	3
56		145		2	4
57		200			3
58		209		1	6
59		121		3	3
60		150		3	1
61		177		3	5
62		217	1	5	
63		107		4	
64		127		4	
65		144		9	
66		158		12	
67		248		9	
68		128		12	
69		119	2	7	
70		174		8	
71		245		16	
72		115		6	
73		150	1	14	
74		150	2	18	
75		142	2	12	
76		209		23	

号給	職務の級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
77			94		46	
78			118	1	46	
79			172		79	
80			134		108	
81			137		49	
82			227		50	
83			142	1	77	
84			118	1	41	
85			137		50	
86			224	2	38	
87			127		37	
88			159		39	
89			151	3	29	
90			154	1	23	
91			191	1	25	
92			136		21	
93			143	1	20	
94			172	2	11	
95			205	2	7	
96			138	1	5	
97			145		9	
98			158	2	6	
99			181	3	4	
100			115	1	5	
101			127	9	1	
102			130	1	4	
103			161	1	2	
104			119			
105			120		5	
106			188	1		
107			130			
108			160			
109			128	4		
110			189			
111			126			
112			152			
113			108			
114			154			
115			115			
116			102			
117			139			
118			121			
119			112			
120			92			
121			81			
122			117			
123			88			
124			86			
125			97			
126			90			
127			70			
128			80			
129			62			
130			70			
131			78			
132			66			
133			104			
134			81			
135			67			
136			76			
137			106			
138			80			
139			49			
140			61			
141			49			
142			50			
143			47			
144			51			
145			32			
146			44			
147			53			
148			51			
149			44			
150			40			
151			68			
152			43			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
153		46			
154		63			
155		80			
156		66			
157		73			
158		111			
159		58			
160		70			
161		65			
162		52			
163		56			
164		73			
165		524			
計		20,307	46	1,015	1,012

適用職員数	22,380 人
-------	----------

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33		1			
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51		1			
52					
53				1	
54					
55					
56					
57				1	
58					
59					
60					
61					
62		1			
63					
64					
65		1			
66					
67					
68					
69					
70					
71		1			
72					
73		1			
74					
75		1			
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77		1			
78					
79					
80					
81					
82					
83		1	1		
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90			1		
91					
92					
93					
94					
95					
96		1			
97					
98					
99					
100		1			
101			1		
102		1			
103		1	1		
104		1			
105					
106					
107					
108		1	1		
109			1		
110		1			
111					
112		1			
113					
114					
115					
116		1			
117		1			
118		1			
119		1			
120					
121					
122					
123					
124					
125		2			
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		23	6	2	

適用職員数	31人
-------	-----

研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9		5				
10		1				
11						
12						
13		5				
14						
15						
16						
17		11				
18		1				
19		1				1
20		1				
21		8				
22		2				
23						
24						
25		7	3			
26		4	2			
27			1			
28		3	1		1	
29		4	2		1	
30		2	4		2	
31		1	1		1	
32			6			
33		4	3		1	
34		3	3			
35		1	3		1	
36		1	3		1	
37		4	2			
38			2			
39		1	2			
40		3	4			
41		4	3			
42		3	2			
43		1	1			
44		2	2			
45		4	5			
46		3	4			
47		2	2			
48		1	6			
49		4				
50		3	2			
51		3	3			
52			3	1		
53		1	1	1		
54		3	5	4		
55		3	2	2		
56			1	9		
57		4	2	5		
58		4	2	7		
59		1	4	2		
60		2	3	7	1	
61		3	2	3		
62		4		3		
63		1	2	3		
64		6		7		
65		2		2		
66		1	2	2		
67		1	1	2		
68		4				
69		3				
70		2	3	1		
71		2	1			
72			1			
73		3	2			
74			1	1		
75			2	1		
76			2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
77			1		1	
78		1	1			
79		2	2			
80		1	2			
81			1			
82		1	2			
83			2			
84			3			
85			4			
86			4			
87		1	3			
88			3			
89			1			
90		1	1			
91		1	2			
92		1	2			
93			3			
94			3			
95			3			
96			4			
97		2	2			
98			3			
99			1			
100			3			
101			10			
102			3			
103			3			
104						
105			2			
106			1			
107			3			
108			2			
109			2			
110			2			
111			2			
112			2			
113			8			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121		1				
計		166	210	63	10	1

適用職員数	450 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16					1
17		1			
18					
19					
20					
21		2			1
22					
23					
24	1				
25					
26		1			
27					
28					
29		1	1		
30					
31					
32					
33		1			
34					
35					
36			1		
37					
38					
39			1		
40					
41					
42					
43			1	1	
44					
45					
46				2	
47				3	
48					
49			1	3	
50			2		
51					
52			1		
53				1	
54			2	1	
55					
56				1	
57					
58				1	
59					
60					
61				1	
62					
63			1		
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70			2		
71					
72				1	
73			1		
74					
75				2	
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77					
78					
79			1		
80					
81				8	
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	7	19	25	2

適用職員数	54人
-------	-----

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5		2						
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								1
14								
15	1							
16		1						
17		3						1
18								
19								
20		1						
21		9						
22		1						
23								
24		1			3			
25	2	5						
26		2						
27							1	
28	1	2					3	
29		3	3				3	
30		2	1				2	
31		1			1		1	
32		1	5		1			
33		7	3		2		3	
34		4	1	1	3		4	
35		2	1		2		2	
36		1		1	1			
37		2	3	2			3	
38		1	4	5	1		3	
39		1	1	2	1		3	
40		1		3	3		1	
41		1	7	3	3	1		
42			3	3	2	1	1	
43		1	5	4	3			
44		3	1	2	1			
45			7	3				
46		1	1			1	2	
47					1	2	1	
48			2		2	1		
49		1	2	1				
50			1	3	2	1		
51					1	2		
52				2	1	3		
53					1		1	
54								
55				2	1	2		
56				1	1	2		
57					1	5		
58					3			
59					1	2		
60				2		2		
61						2		
62					2	2		
63				1		1		
64						1		
65								
66				1	2	1		
67						2		
68						1		
69					1			
70					1			
71					2			
72								
73					1			
74				1				
75						1		
76			1					

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
77								
78								
79					1			
80					1			
81								
82				1				
83					1			
84					2			
85								
86								
87					2			
88					1			
89								
90					1			
91								
92								
93					4			
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104		1						
105		1						
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	4	62	52	44	64	36	34	2

適用職員数	298 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		2					
10							
11							
12							
13		15					
14			1				
15		10					
16							
17		9					
18		1					
19		6					
20							
21		13					
22							
23		7					
24		2					
25		4					
26		1					
27		3					
28		5					
29		6	1				
30		4					
31		4	1				
32		2	2				
33		2	3		2		
34		3	1				
35		7			1		
36		4	2		1		
37		3	7		2		
38		2	1				
39		2	2	1			
40		2	7	3	1		
41		6	1	1			
42		2	3	1	1		
43		4	3	5	2		
44		2					
45		5	2	1	2		
46		2	2	1	1		
47		2	2	1		1	
48		3	3				
49		2	6	3	2		
50		2	3	2		3	
51		5	2		3	1	
52			1			3	
53		4	1	2	1	1	
54		1	1	2			
55			2		1	2	
56		1					
57					5	1	
58			1	2		2	
59							
60			1	2	2		
61		1	1			1	
62				1	2		
63			1	2			
64					1	2	
65			1			3	
66				2		2	
67			1	2		1	
68				2	1	1	
69					3		
70						4	
71				1		1	
72					1	3	
73			1		1	3	
74					1	1	
75				2	3	2	
76						2	

号給	職務の級						
	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
77				1	1	2	
78					2	1	
79				1	5	2	
80		1		1	1		
81						2	
82					1	1	
83					1		
84			1	4	2	1	
85			1		2		
86				1			
87					2	1	
88			1		1		
89					1		
90					4		
91					1		
92				1			
93					17		
94							
95		1		1			
96				1			
97							
98				2			
99							
100			1				
101							
102				1			
103				1			
104							
105				1			
106							
107							
108							
109				1			
110				1			
111							
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		163	71	58	81	50	

適用職員数	423 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17						
18						
19	2					
20						
21						
22						
23						
24						
25	2					
26						
27	1	1				
28						
29	2					
30						
31	1					
32				1		
33	1	1				
34	2	1		1		
35			3			
36	1	1				
37	1	1				
38				1		
39						
40		1	1			
41	1	2	1			1
42				1		
43						
44			1			
45	2	3		1		
46	2	2				
47		3				
48	1			1		
49	1	1				
50		2		1		
51		1		1		
52		2				
53	1			1		
54	2				1	
55	2			1		
56	3				2	
57				1		
58		1		1		
59					1	
60						
61		1				
62						
63				1		
64						
65				2		
66				1	1	
67						
68						
69		1		1		
70						
71				3		
72				1	1	
73						
74		1		3		
75		1				
76				2		

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
77					1		
78							
79				1	2		
80							
81					1		
82							
83					1		
84							
85					1		
86							
87							
88							
89							
90					1		
91				1			
92				1			
93				2	5		
94							
95							
96							
97			2				
98							
99							
100							
101							
102							
103			1				
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
153						
計	29	30	11	38	6	1

適用職員数	115 人
-------	-------

第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数					う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者				
	行政職	警察官	教 員	その他	行政職	警察官	教 員	その他		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1 人	6,568	1,252	1,747	3,380	189	2,116	471	731	854	60
2 人	8,558	1,364	2,604	4,430	160	2,777	499	1,003	1,222	53
3 人	6,191	727	2,588	2,791	85	4,369	543	2,058	1,712	56
4 人	1,608	149	757	678	24	1,391	135	682	556	18
5 人	202	18	79	102	3	189	18	75	93	3
6 人	17	3	6	8	0	15	3	6	6	0
7人以上	7	0	2	5	0	5	0	2	3	0
計	23,151	3,513	7,783	11,394	461	10,862	1,669	4,557	4,446	190

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、41.6%である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,698円（平均扶養親族数は2.15人）である。
 4 この表でいう「行政職」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、「教員」とは職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。ただし、第8表の「その他」には、指定職給料表適用職員

うち 扶養親族である 子を有する者					うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者				
	行政職	警察官	教員	その他		行政職	警察官	教員	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4,169	702	991	2,350	126	283	79	25	176	3
8,473	1,337	2,595	4,383	158	116	33	13	67	3
6,182	723	2,588	2,786	85	70	17	24	29	0
1,608	149	757	678	24	53	10	16	26	1
202	18	79	102	3	11	3	3	5	0
17	3	6	8	0	2	0	1	1	0
7	0	2	5	0	1	0	0	1	0
20,658	2,932	7,018	10,312	396	536	142	82	305	7

教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表適用職員、医療職給料表適用職員及び福祉職給料表適用、特定任期付職員給料表適用職員及び第二号任期付研究員給料表適用職員を含む。)

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職	警察官	教員	その他	
受 給 者	13,680	2,511	2,755	8,014	400
手 当 月 額 11,000 円 者 以 下 の 受 給 者	23	4	2	15	2
手 当 月 額 11,100 円 以 上 28,000 円 未 満 の 受 給 者	5,600	907	1,032	3,515	146
手 当 月 額 28,000 円 者 の 受 給 者	8,057	1,600	1,721	4,484	252
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	26,287	26,503	26,512	26,137	26,387

(注) 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、24.6%である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職	警察官	教員	その他	
交通機関等のみ利用者	13,928	5,790	6,272	1,393	473
交通用具のみ使用者	34,531	2,370	3,300	28,103	758
うち加算対象者	328	128	30	164	6
交通機関等と交通用具との併用者	3,486	695	2,437	289	65
うち加算対象者	9	7	0	2	0
計	51,945	8,855	12,009	29,785	1,296
うち加算対象者	337	135	30	166	6
受給者1人当たり平均手当月額	10,370	15,507	15,473	6,560	15,559
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	17,409	17,484	16,962	17,845	21,140
交通用具のみ利用者の1人当たり平均手当月額	6,553	8,493	10,259	5,830	11,169
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	20,052	22,951	18,703	23,090	26,134

- (注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.6%である。
 2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給者	人 117	人 16	人 15	人 3	人 1	人 3	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 155	円 33,819

第10表 職員の管理職手当の支給状況

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
知事部局	局長	地方機関 の長	部長 技監	事業監	課長	担当課長 地方機関の 課長	地方機関 の主幹			
学 校					校長		教頭 事務長			
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	人 11	人 26	人 92	人 115	人 1,559	人 629	人 110	人 1,591		

- (注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。
 2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。
 3 学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

第11表 職員の地域手当の支給状況

区分	支給割合					
	計	非支給	8.5%	15%	16%	20%
人 員 (構成比)	人 55,520 (100%)	人 12 (0.0%)	人 55,412 (99.8%)	人 1 (0.0%)	人 55 (0.1%)	人 40 (0.1%)
平均手当月額	円 31,572	円 0	円 31,484	円 63,285	円 100,510	円 67,292

(注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	級別人員									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	197	人	人	185	8	1	人	人	2	人	人
公安職給料表	62		5	17	15	25					
教育職給料表(一)	473	22	451								
教育職給料表(二)	234		228		6						
研究職給料表	10		8		2						
医療職給料表(二)	8				8						
医療職給料表(三)	9				9						
福祉職給料表	3			2		1					
給料表計	996										
60歳											
61歳	380										
62歳	292										
63歳	272										
64歳	52										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ)。
 2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ)。

その2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	級別人員									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	253	人	人	1	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	6				6						
教育職給料表(一)	479	12	467								
教育職給料表(二)	708		708								
教育職給料表(三)	5		5								
研究職給料表	13		13								
医療職給料表(二)	5			5							
医療職給料表(三)	11			11							
福祉職給料表	5		5								
給料表計	1,485										
60歳	65										
61歳	289										
62歳	304										
63歳	382										
64歳	445										

第13表 職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較

区 分	令和5年4月	令和4年4月	令和3年4月
ラスパイレス指数	101.0	101.3	102.1

(注) 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査(総務省)による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。

2 民間給与関係

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和6年4月現在における県内民間事業所の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
4,035事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により38層に層化し、これらの層から536事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

行政職相当職種が23,046人（初任給関係1,078人、初任給関係以外21,968人）であり、その他の職種が1,331人（初任給関係58人、初任給関係以外1,273人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は370,042人であり、このうち行政職相当職種は332,364人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	23	6	8	3	3	3
製 造 業	139	38	33	15	40	13
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	74	14	16	14	25	5
卸売業，小売業	47	11	6	7	18	5
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	11	4	1	2	3	1
教育，学習支援業、 医療，福祉、サービス業	93	25	7	12	38	11
産 業 計	387	98	71	53	127	38

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が15所、調査不能の事業所が134所あった。
- 2 調査対象事業所536所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所15所を除いた521所に占める調査完了事業所387所の割合（調査完了率）は、74.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業
（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員・技術者計	大学卒	225,164	230,595	216,653	206,329
		短大卒	200,311	※ 191,870	202,198	—
		高校卒	188,540	189,078	187,699	※ 187,863
	新卒事務員	大学卒	222,859	227,280	213,209	205,818
		短大卒	※ 188,283	※ 191,870	※ 184,340	—
		高校卒	183,249	186,791	176,847	※ 188,626
	新卒技術者	大学卒	229,640	239,636	219,771	※ 208,629
		短大卒	※ 206,760	—	※ 206,760	—
		高校卒	190,307	189,766	191,485	※ 187,153
そ の 他	新卒高等学校教諭	大学卒	※ 230,000	—	※ 230,000	—
	新卒研究員	大学卒	227,649	248,649	※ 207,406	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	※ 216,420	x	※ 216,840	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者を言う。
 なお、医師については、令和3年3月又は令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者（令和5年4月採用者を除く）に限っている。
- 3 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。
- 4 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。
- 5 「x」は、調査実人員1人の場合である。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	46	54.1	801,863	5,638	796,225	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	24	53.7	672,196	326	671,870	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	790	53.6	694,597	7,910	686,687	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	457	53.6	756,703	2,035	754,668	
事務部次長	333	52.0	606,334	2,947	603,387	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技術部次長	150	52.5	667,740	2,949	664,791	
事務課長	1,714	49.7	599,494	9,593	589,901	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長	1,347	49.7	636,921	4,816	632,105	
事務課長代理	567	49.4	545,518	38,117	507,401	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技術課長代理	310	48.9	540,344	44,888	495,456	
事務係長	1,873	45.3	495,755	66,785	428,970	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,632	43.5	554,020	81,587	472,433	
事務主任	1,666	42.5	426,885	55,220	371,665	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
技術主任	1,248	41.0	469,218	70,802	398,416	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	5,692	38.1	358,722	42,093	316,629	
技術係員	4,119	36.4	388,060	64,183	323,877	

(注) 基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、部長と課長の間位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	42	54.3	829,290	6,260	823,030	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	21	53.8	680,515	373	680,142	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	596	53.5	739,347	7,877	731,470	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	365	53.9	791,112	1,469	789,643	
	事 務 部 次 長	228	52.0	660,231	2,299	657,932	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	技 術 部 次 長	115	53.1	725,310	2,786	722,524	中間職（部長-課長間）
	事 務 課 長	1,361	50.0	632,119	8,659	623,460	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	1,103	49.8	656,950	3,850	653,100	
	事 務 課 長 代 理	393	50.3	588,787	39,228	549,559	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	技 術 課 長 代 理	253	49.4	555,813	45,529	510,284	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	事 務 係 長	1,488	45.4	510,112	71,079	439,033	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,307	43.5	569,367	84,439	484,928	
	事 務 主 任	1,219	43.0	441,792	61,945	379,847	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
	技 術 主 任	859	41.5	497,440	74,286	423,154	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事 務 係 員	4,257	38.4	375,142	47,118	328,024		
技 術 係 員	2,787	36.5	408,642	72,204	336,438		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	52.8	553,231	0	553,231	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	3	52.8	613,921	0	613,921	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	162	53.5	583,175	8,312	574,863	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	76	51.7	592,601	4,169	588,432	
	事 務 部 次 長	92	51.9	535,071	3,476	531,595	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	技 術 部 次 長	33	50.6	498,397	3,666	494,731	中間職（部長-課長間）
	事 務 課 長	298	48.6	485,192	13,851	471,341	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	190	49.2	482,130	11,121	471,009	
	事 務 課 長 代 理	171	47.5	450,095	35,072	415,023	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	技 術 課 長 代 理	53	46.7	467,884	45,393	422,491	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	事 務 係 長	304	44.9	433,210	45,700	387,510	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	227	43.1	432,082	62,412	369,670	
	事 務 主 任	349	41.4	393,367	36,282	357,085	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
	技 術 主 任	317	39.2	376,727	60,527	316,200	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事 務 係 員	1,151	36.9	298,249	25,406	272,843		
技 術 係 員	1,031	35.0	316,778	39,696	277,082		

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事務部長	32	55.2	606,496	6,395	600,101	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技術部長	16	52.3	578,022	7,665	570,357	
事務部次長	13	52.1	446,255	7,433	438,822	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	2	53.5	593,397	244	593,153	中間職（部長-課長間）
事務課長	55	49.3	496,237	7,265	488,972	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	54	49.6	462,582	17,072	445,510	
事務課長代理	3	53.5	663,970	82,642	581,328	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技術課長代理	4	50.9	481,609	3,386	478,223	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
事務係長	81	46.7	438,175	58,146	380,029	係の長及び係長級専門職
技術係長	98	46.8	411,104	47,034	364,070	
事務主任	98	40.1	364,048	41,168	322,880	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	72	41.3	357,737	52,334	305,403	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事務係員	284	36.0	306,991	17,768	289,223	
技術係員	301	39.8	370,435	43,660	326,775	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用 自動車運転手	15	43.1	336,231	32,875	303,356	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	81	43.5	374,368	28,683	345,685	
	用 務 員	1	x	x	x	x	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	—	—	—	—	—	
	一等航海士・ 一等機関士	—	—	—	—	—	
	二等航海士・ 二等機関士	—	—	—	—	—	
	三等航海士・ 三等機関士	—	—	—	—	—	
	運 航 士	—	—	—	—	—	
	甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
	甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大学学長・ 副学長・学部長	9	62.8	817,675	0	817,675	
	大 学 教 授	91	55.7	675,988	0	675,988	
	大学准教授	65	46.0	561,408	0	561,408	
	大 学 講 師	46	41.8	449,080	0	449,080	
	大 学 助 教	8	36.1	385,054	0	385,054	
	高等学校校長	1	x	x	x	x	
	高等学校教頭	12	60.1	722,501	10,061	712,440	
	高等学校教諭	152	45.9	532,795	5,179	527,616	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	10	52.5	620,527	0	620,527	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	21	44.6	536,949	3,588	533,361	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研究 員	26	39.7	545,946	35,805	510,141	下記研究員より上位の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部(課)長及び研究 室(係)長を除く。)
	研 究 員	75	38.1	422,478	25,554	396,924	
	研究補助員	13	41.9	376,750	48,847	327,903	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	56.8	2,266,600	16,000	2,250,600	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	11	57.2	1,510,964	43,325	1,467,639	上記病院長に事故等のあるときの職務代行 者
	医 科 長	13	47.7	1,343,492	142,669	1,200,823	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	39	45.8	1,250,666	67,902	1,182,764	
	歯 科 医 師	1	x	x	x	x	
	薬 局 長	4	59.4	581,861	435	581,426	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	34	39.5	366,861	17,496	349,365	
	診療放射線技師	32	37.8	314,710	22,082	292,628	
	臨床検査技師	32	46.0	309,408	15,460	293,948	
	栄 養 士	25	33.9	272,280	11,649	260,631	
	理学療法士	70	31.5	304,119	22,334	281,785	
	作業療法士	46	31.1	288,918	10,759	278,159	
	総看護師長	5	58.8	601,079	0	601,079	部下に看護師長5人以上
	看護師長	51	49.9	466,391	42,376	424,015	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	212	39.4	352,532	28,768	323,764		
准 看 護 師	69	50.8	322,429	31,253	291,176		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	70	54.0	751,544	3,577	747,967
大 学 卒	43	53.8	789,481	4,452	785,029
短 大 卒	5	53.9	865,480	0	865,480
高 校 卒	21	54.4	657,937	1,455	656,482
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,247	53.6	721,761	5,341	716,420
大 学 卒	1,035	53.5	737,171	5,740	731,431
短 大 卒	50	54.7	666,076	1,073	665,003
高 校 卒	159	53.7	636,473	3,769	632,704
中 学 卒	3	62.6	548,343	10,930	537,413
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	483	52.2	627,328	2,948	624,380
大 学 卒	369	51.8	642,236	2,507	639,729
短 大 卒	27	51.2	599,763	2,615	597,148
高 校 卒	86	54.0	576,110	4,863	571,247
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	3,061	49.7	620,259	6,943	613,316
大 学 卒	2,292	49.2	631,623	6,182	625,441
短 大 卒	200	51.9	584,373	9,088	575,285
高 校 卒	559	52.0	574,648	10,227	564,421
中 学 卒	10	53.1	510,769	5,039	505,730

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	877	49.3	543,589	40,641	502,948
大 学 卒	541	48.5	547,391	36,471	510,920
短 大 卒	60	50.2	498,365	42,956	455,409
高 校 卒	273	50.5	545,756	47,919	497,837
中 学 卒	3	56.3	487,938	49,193	438,745
事務係長・技術係長	3,505	44.3	530,186	75,532	454,654
大 学 卒	2,346	42.6	539,502	78,086	461,416
短 大 卒	310	47.6	491,735	63,814	427,921
高 校 卒	824	48.9	514,537	71,562	442,975
中 学 卒	25	49.6	453,325	61,266	392,059
事務主任・技術主任	2,914	41.8	447,744	62,898	384,846
大 学 卒	1,758	38.6	438,080	64,952	373,128
短 大 卒	284	44.0	431,119	61,877	369,242
高 校 卒	846	46.7	470,007	59,604	410,403
中 学 卒	26	48.4	447,125	56,542	390,583
事務係員・技術係員	9,811	37.3	372,819	52,707	320,112
大 学 卒	6,198	34.6	378,376	55,820	322,556
短 大 卒	959	41.3	376,749	49,849	326,900
高 校 卒	2,598	41.3	359,934	47,032	312,902
中 学 卒	56	50.3	354,326	49,867	304,459

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	63	54.1	772,569	4,015	768,554
大 学 卒	39	53.8	817,297	4,957	812,340
短 大 卒	4	54.5	903,882	0	903,882
高 校 卒	19	54.7	667,544	1,622	665,922
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	961	53.7	764,046	4,819	759,227
大 学 卒	821	53.6	776,216	5,342	770,874
短 大 卒	34	55.3	674,763	1,619	673,144
高 校 卒	105	54.1	687,892	1,306	686,586
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	343	52.5	685,564	2,488	683,076
大 学 卒	270	52.1	697,505	1,679	695,826
短 大 卒	19	53.0	661,107	2,687	658,420
高 校 卒	54	54.2	635,804	6,373	629,431
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,464	49.9	646,723	5,831	640,892
大 学 卒	1,907	49.3	652,862	5,437	647,425
短 大 卒	153	52.2	615,412	6,918	608,494
高 校 卒	400	52.7	619,045	8,017	611,028
中 学 卒	4	55.1	580,722	60	580,662

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	646	49.9	575,016	41,859	533,157
大 学 卒	406	49.2	580,755	37,891	542,864
短 大 卒	31	52.5	544,687	36,727	507,960
高 校 卒	207	50.7	569,170	49,962	519,208
中 学 卒	2	55.4	528,331	28,179	500,152
事務係長・技術係長	2,795	44.2	546,504	79,284	467,220
大 学 卒	1,903	42.5	554,394	81,394	473,000
短 大 卒	251	47.8	502,170	64,740	437,430
高 校 卒	625	49.1	536,570	77,529	459,041
中 学 卒	16	49.5	475,094	75,181	399,913
事務主任・技術主任	2,078	42.2	470,069	68,216	401,853
大 学 卒	1,260	38.8	457,587	70,110	387,477
短 大 卒	189	43.9	444,750	65,136	379,614
高 校 卒	613	47.8	498,439	65,675	432,764
中 学 卒	16	48.3	479,126	68,822	410,304
事務係員・技術係員	7,044	37.5	390,859	58,888	331,971
大 学 卒	4,457	34.7	395,259	61,516	333,743
短 大 卒	722	41.6	392,632	55,094	337,538
高 校 卒	1,820	41.9	381,295	54,568	326,727
中 学 卒	45	50.6	361,932	56,428	305,504

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	7	52.8	580,155	0	580,155
大 学 卒	4	53.9	544,458	0	544,458
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	2	51.5	574,022	0	574,022
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	238	53.0	586,097	7,028	579,069
大 学 卒	177	53.0	591,316	7,754	583,562
短 大 卒	14	53.5	648,101	93	648,008
高 校 卒	46	52.7	552,597	5,696	546,901
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	125	51.6	525,433	3,526	521,907
大 学 卒	89	51.1	532,650	3,962	528,688
短 大 卒	7	47.2	485,017	2,987	482,030
高 校 卒	28	54.3	513,140	2,356	510,784
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	488	48.8	484,087	12,866	471,221
大 学 卒	317	47.9	490,158	11,157	479,001
短 大 卒	40	50.8	484,700	15,126	469,574
高 校 卒	125	50.3	470,104	16,577	453,527
中 学 卒	6	51.7	457,905	8,802	449,103

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	224	47.3	454,295	37,509	416,786
大 学 卒	130	46.0	446,900	31,879	415,021
短 大 卒	29	47.3	440,826	50,695	390,131
高 校 卒	64	49.8	474,547	43,258	431,289
中 学 卒	1	x	x	x	x
事務係長・技術係長	531	44.1	432,736	52,723	380,013
大 学 卒	332	42.2	434,526	55,839	378,687
短 大 卒	46	46.2	419,732	55,561	364,171
高 校 卒	147	47.6	432,286	45,625	386,661
中 学 卒	6	47.2	432,717	38,119	394,598
事務主任・技術主任	666	40.4	385,859	47,222	338,637
大 学 卒	398	37.9	384,402	49,506	334,896
短 大 卒	78	44.8	396,369	55,680	340,689
高 校 卒	183	43.7	383,089	39,121	343,968
中 学 卒	7	51.4	449,038	57,487	391,551
事務係員・技術係員	2,182	35.9	307,738	32,724	275,014
大 学 卒	1,402	33.8	316,121	37,927	278,194
短 大 卒	182	39.2	295,704	27,102	268,602
高 校 卒	592	39.6	292,579	23,129	269,450
中 学 卒	6	50.7	336,149	25,043	311,106

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
大 学 卒	—	—	—	—	—
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	48	54.3	597,400	6,801	590,599
大 学 卒	37	53.8	602,623	4,497	598,126
短 大 卒	2	54.0	663,315	0	663,315
高 校 卒	8	54.2	551,123	18,279	532,844
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	15	52.3	473,306	6,111	467,195
大 学 卒	10	53.1	497,397	6,461	490,936
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	4	50.8	405,705	7,385	398,320
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	109	49.5	480,149	11,953	468,196
大 学 卒	68	49.0	491,054	11,066	479,988
短 大 卒	7	52.3	509,377	18,639	490,738
高 校 卒	34	49.7	453,094	12,146	440,948
中 学 卒	—	—	—	—	—

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	7	51.8	543,797	30,413	513,384
大 学 卒	5	52.5	597,925	47,785	550,140
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	2	50.5	449,034	0	449,034
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	179	46.8	423,749	52,225	371,524
大 学 卒	111	45.8	429,519	50,468	379,051
短 大 卒	13	45.3	437,314	64,193	373,121
高 校 卒	52	48.7	410,648	53,669	356,979
中 学 卒	3	54.0	379,734	31,988	347,746
事務主任・技術主任	170	40.6	361,343	45,953	315,390
大 学 卒	100	39.6	366,881	51,366	315,515
短 大 卒	17	42.9	398,554	46,016	352,538
高 校 卒	50	41.4	343,352	39,437	303,915
中 学 卒	3	43.8	300,733	0	300,733
事務係員・技術係員	585	38.0	341,337	31,785	309,552
大 学 卒	339	37.3	360,166	34,555	325,611
短 大 卒	55	42.1	368,653	34,178	334,475
高 校 卒	186	37.8	300,906	26,759	274,147
中 学 卒	5	46.5	289,681	9,524	280,157

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第18表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	73.6	(75.3)	(24.2)	(0.5)	26.4
	500人以上	95.1	(82.4)	(17.6)	—	4.9
	100人以上 500人未満	61.6	(64.2)	(34.4)	(1.4)	38.4
	50人以上 100人未満	30.5	(61.4)	(38.6)	—	69.5
高校卒	規模計	52.3	(81.1)	(18.3)	(0.6)	47.7
	500人以上	70.8	(86.1)	(13.9)	—	29.2
	100人以上 500人未満	40.2	(69.0)	(29.0)	(2.0)	59.8
	50人以上 100人未満	20.8	(90.0)	(10.0)	—	79.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		81.7%
配偶者に家族手当を支給する		64.5%
子に家族手当を支給する		81.1%
家族手当制度がない		18.3%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	13,331円
	配偶者と子1人	19,674円
	配偶者と子2人	25,746円
	子 1 人	19,460円
	子 2 人	37,541円
	子 3 人	55,543円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は79.0%である。
 3 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 4 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	19.4%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の 民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの 動向等によっては、見直すことを検討	11.9%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	68.7%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第20表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
97.1	(53.6)	(7.6)	(31.6)	(7.2)	2.9

(注) ()内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
67.0	(48.5)	(9.2)	(14.0)	(28.3)	33.0

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ()内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規 模 計	規 模 計	54.6	45.4	49.7	50.3	49.3	50.7
	500人以上	51.6	48.4	44.7	55.3	44.3	55.7
	100人以上 500人未満	56.4	43.6	53.0	47.0	52.0	48.0
	50人以上 100人未満	59.4	40.6	57.2	42.8	59.3	40.7

第22表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民間従業員								
	企業規模500人以上			企業規模100人以上 500人未満			企業規模50人以上 100人未満		
10級 9級	支 工 部 部	店 場 次	長 長 長						
8級	課		長						
7級							支 工 部 部	店 場 次	長 長 長
6級	課 長 代 理			課			長		
5級							課		長
4級	係		長	課 長 代 理		課 長 代 理			
3級	主		任	係		長			
2級				主		任			
1級	係		員	係		員			

第23表 主な都道府県の賃金指数

順位	賃金指数 (平成25年～令和4年)	
1	東京都	122.6
2	神奈川県	108.2
3	大阪府	106.4
4	愛知県	102.1
5	京都府	99.8
6	千葉県	98.1
7	兵庫県	97.9
8	埼玉県	97.6
9	茨城県	97.2
10	奈良県	96.7

順位	賃金指数 (平成15年～平成24年)	
1	東京都	121.9
2	神奈川県	107.4
3	大阪府	107.2
4	愛知県	102.3
5	千葉県	101.0
6	京都府	100.6
7	茨城県	99.2
8	兵庫県	98.9
9	埼玉県	98.1
10	奈良県	97.9

(注) 賃金指数は、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）による所定内賃金に基づいて集計しており、全国平均を100とした指数である。

3 生計費関係

令和6年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和6年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和6年4月の全国の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、「家計調査」（名古屋市・勤労者世帯）における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第24表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和6年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	36,630	46,560	60,510	74,470	88,420
住居関係費	32,310	36,210	33,750	30,550	27,720
被服・履物費	7,080	6,620	10,100	13,590	17,070
雑費Ⅰ	23,130	31,710	48,600	65,490	82,390
雑費Ⅱ	11,490	20,710	26,030	31,350	36,670
計	110,640	141,810	178,990	215,450	252,270

4 労働経済関係

第25表 労働経済指標

その1 全国集計

項目 年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査産業計)	③ 有効求人 倍率 (季節調整値)	④ 完全 失業率 (季節調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)			
	前期比 (%)	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	一般労働者		一般労働者		一般労働者		一般労働者	
					(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
令和5年4月		0.7	1.32	2.6	310.9	1.0	373.8	1.0	285.1	1.2	341.1	1.1
5月	0.7	0.8	1.32	2.6	307.7	2.1	369.2	2.1	283.5	2.2	338.5	2.2
6月		0.6	1.31	2.5	309.5	1.8	371.9	1.9	285.2	1.8	340.9	2.0
7月		0.7	1.30	2.6	309.8	2.0	372.6	1.9	285.0	2.1	341.0	2.2
8月	△1.1	0.7	1.30	2.6	307.3	1.8	370.2	1.8	283.2	2.0	339.4	1.9
9月		0.8	1.29	2.6	308.6	1.5	371.9	1.6	284.2	1.6	340.8	1.7
10月		0.8	1.29	2.5	311.0	1.8	374.0	1.4	285.6	2.0	341.7	1.7
11月	0.1	1.0	1.27	2.5	310.9	1.7	374.8	1.8	285.2	1.9	341.9	2.0
12月		1.1	1.27	2.5	311.2	1.7	375.5	1.7	285.8	2.1	343.0	2.0
令和6年1月		0.9	1.27	2.4	306.3	1.2	369.4	1.6	282.7	1.5	339.2	1.9
2月	△0.6	1.0	1.26	2.6	308.1	1.9	371.2	2.1	284.2	2.2	340.7	2.3
3月		1.2	1.28	2.6	312.1	2.1	375.5	2.1	287.2	2.3	343.7	2.3
4月		1.1	1.26	2.6	316.5	2.3	380.1	2.3	291.3	2.5	348.0	2.7
5月	0.7	1.2	1.24	2.6	315.0	2.8	378.2	3.0	290.8	2.9	347.4	3.2
6月		1.4	1.23	2.5	317.1	2.8	380.2	2.8	292.8	3.0	349.3	2.9
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省							

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は令和2年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者物価指数 (総合)	⑫ 国内企業物価指数
		一般労働者						名目	実質			
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	
25.7	△1.1	32.8	△1.0	148.3	12.6	334.2	△2.9	△6.7	3.5	5.8		
24.2	0.8	30.7	0.9	140.9	11.7	311.8	△1.0	△4.6	3.2	5.1		
24.3	1.2	31.0	1.6	149.7	11.9	298.4	△0.7	△4.4	3.3	4.1		
24.8	0.7	31.6	0.8	146.3	12.0	306.3	△3.6	△7.2	3.3	3.7		
24.2	△0.1	30.8	0.0	139.3	11.2	311.5	△3.4	△6.8	3.2	3.5		
24.4	0.2	31.1	0.4	143.4	12.0	311.7	△0.7	△4.2	3.0	2.4		
25.4	△0.1	32.4	△0.3	146.4	12.5	330.6	0.6	△3.2	3.3	1.2		
25.7	0.2	32.9	0.4	146.3	12.3	301.7	△2.1	△5.2	2.8	0.6		
25.4	△1.9	32.4	△1.6	143.3	12.1	348.9	△1.4	△4.3	2.6	0.3		
23.6	△1.9	30.2	△1.3	134.9	11.2	313.2	△5.4	△7.7	2.2	0.3		
23.9	△1.3	30.5	△1.0	139.7	11.7	307.8	3.0	△0.3	2.8	0.7		
24.9	△0.1	31.8	0.0	141.9	12.2	353.8	4.1	1.0	2.7	0.9		
25.2	△0.9	32.1	△0.9	147.5	12.2	345.0	3.2	0.3	2.5	0.9		
24.2	1.5	30.8	2.0	143.6	11.5	318.6	2.2	△1.1	2.8	2.3		
24.3	1.3	30.9	1.2	145.6	11.6	300.2	0.6	△2.6	2.8	2.6		
働 省						総 務 省			日本銀行			

その2 愛知県集計

年月	① 常用雇用 指数 (調査産業計)	② 有効求人 倍率 (季節調整値)	③ 完全失 業率 (季節調整値)	④ きま って支 給する 給与 (調査 産業計)		⑤ 所定 内給 与 (調査 産業計)	
	前年同 月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同 月比 (%)	(千円)	前年同 月比 (%)
令和5年4月	△2.5	1.35	2.1	321.8	2.3	291.1	2.5
5月	△2.0	1.34		318.2	5.0	289.7	4.8
6月	△2.0	1.36		320.6	4.2	290.5	3.6
7月	△1.6	1.36	2.0	320.4	3.5	290.1	3.1
8月	△1.5	1.35		315.9	3.7	287.1	3.7
9月	△1.4	1.34		318.8	2.8	289.6	2.7
10月	△0.9	1.33	1.7	322.0	3.9	291.1	3.9
11月	△0.4	1.32		322.5	2.8	291.6	2.8
12月	△0.1	1.31		320.1	2.0	290.9	2.5
令和6年1月	△0.5	1.29	2.0	311.5	1.2	285.3	1.8
2月	△0.2	1.30		314.4	1.3	286.6	1.7
3月	△0.1	1.31		317.9	0.9	288.8	1.3
4月	0.5	1.31	2.4	325.3	1.7	295.6	2.1
5月	0.6	1.30		321.2	1.5	293.8	1.8
6月	0.6	1.27		322.8	1.2	294.3	1.7
資料出所	愛知県民文化局 県民生活部統計課	愛知労働局	愛 知 県 県 民 文 化 局 県 民				

(注) 1 ①、④、⑤、⑩は、令和2年基準である。
 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所定外給与 (調査産業計)	⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯] (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消費者 物価指数 (総合・名古屋市)
			名	目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
30.7	150.5	14.8	296.2	△22.4	3.7
28.6	139.9	13.4	302.3	△12.3	3.5
30.1	152.0	13.9	299.5	4.3	3.5
30.4	148.9	14.3	334.6	△2.4	3.2
28.9	137.7	12.9	293.0	△7.8	2.9
29.2	145.7	14.3	321.7	△15.0	2.5
31.0	148.7	14.5	410.1	2.3	2.7
30.9	149.9	14.4	265.3	△40.5	2.4
29.2	145.2	13.9	329.5	△12.5	2.1
26.2	131.8	12.1	333.2	△4.3	1.8
27.7	140.3	12.9	276.5	△3.5	2.7
29.1	142.7	13.6	387.2	20.1	2.5
29.7	147.7	13.7	340.8	15.0	2.6
27.4	141.7	12.3	348.3	15.2	2.7
28.5	144.9	12.7	311.3	3.9	3.0
生活部統計課			総務省		